

リオン・ドール磐梯店コミュニティスペースで行事等を行う際の使用基準

1. 目的

町や町民等が開催する行事において、共用エリアであるリオン・ドール磐梯店のコミュニティスペースの使用基準について定める。

2. 使用できる行事等

- (1) 町行政に係るもの
- (2) 町民や町団体等主催のもので、以下の「3. 使用出来ない行事等」に当てはまらないもの。
- (3) リオン・ドール主催もしくはリオン・ドールで許可したもの

3. 使用出来ない行事等

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (2) 営利を主たる目的とした事業に使用するもの
- (3) 特定の政党その他の政治活動を行う団体の利害に関するもの
- (4) 特定の宗教団体の行事に関するもの
- (5) その他、施設の管理運営上支障があるもの。

4. 使用時間及び使用料

- (1) 使用時間は午前10時から午後5時までとし、使用可能日はリオン・ドール磐梯店の営業日とする。ただし、使用時間についてリオン・ドール磐梯店の営業時間内で、特に認められた場合は時間変更を許可する。
- (2) 使用料は無償とする。

5. 使用の申込及び報告

別紙1「リオン・ドール磐梯店コミュニティスペース使用申込書」により、磐梯町商工観光課に使用する7日前までに提出し許可を得ること。また使用後は別紙2「リオン・ドール磐梯店コミュニティスペース使用報告書」を使用した日から10日以内に提出するものとする。

6. 禁止行為

- (1) 施設、設備等を故意に汚損し、毀損し、又は亡失させること
- (2) 使用の許可を受けた場所、設備等以外を使用すること
- (3) その他、コミュニティスペースの施設、設備等の管理上支障があると認められる場合

7. 使用の取り消し

- (1) 使用目的以外の目的に使用したとき
- (2) 「6. 禁止行為」に基づく行為を行ったとき
- (3) 虚偽の申込その他の不正な手段により使用の許可を受けたとき
- (4) その他、使用の許可を取り消すのが適当と認められるとき

8. 使用の中止

- (1) 地震・異常気象等の天災および火事・伝染病等の不可抗力等により使用が困難な場合
- (2) 設備の故障・改造・補修・点検等により使用が困難な場合
- (3) その他やむをえない事由が発生した場合

9. 損害賠償

使用者が、故意若しくは過失によりコミュニティスペース内の施設、設備等を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、相当と認める額を賠償しなければならない

10. 事故の責任

コミュニティスペースの使用中に発生した事故については、施設、設備等の不備に起因する場合を除き、使用者の責任とする。